

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホーム あい愛塩尻

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(塩尻市指定 第 2091500112 号)

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスおよび

指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを

次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 あい愛
- (2) 法人所在地 長野県木曽郡上松町大字小川 2050 番地 5
- (3) 電話番号 0264-52-1235
- (4) 代表者氏名 代表取締役 砂山右近

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
平成 24 年 5 月 1 日 塩尻市指定第 2091500112 号
- (2) 事業の基本方針 要介護または要支援の認定を受け認知症状の状態にある利用者が、
共同生活において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むこ
とができるようにします。
- (3) 運営方針 ①利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが
できるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切にサービスを提供
します。
②利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送

ることができます。

③利用者または他の利用者等の生命・身体の保護のために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

④サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(4) 事業所の名称 グループホーム あい愛塩尻

(5) 事業所の所在地 長野県塩尻市大字洗馬 2515 番地 1

(6) 電 話 番 号 0263-51-1112

(7) 管理者の氏名 佐藤 はるみ

(8) 開設年月日 平成 24 年 5 月 1 日

(9) 利用定員 1 ユニット 9 人

(10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

室 名	室数・面積	設 備
居室	9 室（全個室）8.88 m ² 以上	洗面台、押し入れ、エアコン
食堂・台所	55.95 m ²	キッチン設備
居間	152.94 m ²	テーブル、イス、ソファ
脱衣室・浴室	1 か所	洗面台、ユニットバス
洗濯・汚物処理室	1 か所	洗濯機
便所	4 か所	
その他	スタッフ室、相談室・事務室（共用）	

* 上記は、厚生労働省が定める基準により設置が義務づけられている施設・設備のほか、日常生活のうえで必要な主要な施設・設備です。

* ご契約者から居室の変更希望の申出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可

否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際に
は、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定します。

3. 職員の配置状況

当事業所では、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、介護保険の指定基
準を遵守しています。

職種	人数
1. 管理者	1名
2. 計画作成担当者	1名
3. 介護従業者	6名以上

<職員の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 管理者	8時30分～17時30分
2. 計画作成担当者	8時30分～17時30分
2. 介護職員	早出： 7時00分～16時00分 通常： 8時30分～17時30分 遅出： 10時30分～19時30分 12時00分～21時00分 夜勤： 21時00分～翌7時00分

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスは、利用料金の利用者負担の割合に応じて、7割から9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事の介助

- ・当事業所では、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただきます。

（食事時間）朝食／午前 7 時 30 分 昼食／正午 おやつ／午後 3 時 夕食／午後 6 時

② 入浴の介助

- ・入浴又は清拭を最低週 2 回行います。

③ 排泄の介助

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活をおくるのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための生活リハビリを行います。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を援助します。

<サービス利用料金>

別紙の利用料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険
給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい(サービスの利用料金は、ご契約者の要
介護度に応じて異なります)。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（月 30 日の場合）

項目	内容	利用料金
家賃		月額 60,000 円
水光熱費	居室及び共用部を含みます。	月額 27,000 円
食材料費		月額 45,000 円 (日) 朝食 260 円 (日) 昼食 560 円 (日) 夕食 560 円 (日) おやつ 120 円
日用品・ レクレーション費	日常生活に必要な消耗品代 機能訓練に使用する折り紙、鉛筆など	月額 1,570 円
おむつ代	使用した種類、枚数	実費
寝具リース代	布団、シーツ類	月額 6,300 円
理美容代	理容師の出張による理髪	実費

☆月の中途入居の場合、家賃、水光熱費は日割計算となります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更内容と変更事由についてご説明します。

（3） 利用料金のお支払方法

ご利用月の利用料金の請求書を翌月 10 日までにご家族に送付します。

20 日に口座より引落となります。

5. 緊急時における対応

利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医や協力医療機関に連絡をとり対処します。

6. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を迅速に講じます。また、賠償すべき事故の場合には、誠意をもって対応し損害賠償を行います。

7. 非常災害時の対策

- ① 非常災害に備え、スプリンクラーや自動火災報知機等の必要な設備を設けています。
- ② 非常時には「消防計画」に則り、利用者が安全な場所に避難できるようにします。
- ③ 非常災害に備え、少なくとも年 2 回、避難、救出その他の必要な訓練を行います。

8. 身体的拘束等について

当事業所は身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ない場合には、やむを得ず身体的拘束等を行うことがあります。その場合には、以下の手続きにもとづいて行います。

- ① 事前に利用者およびご家族に説明し、了解を得ます。
- ② 利用者の態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録します。
- ③ 身体的拘束等を速やかに解消するための方策を講じるとともに、今後のサービスのあり方について検討し、ご家族に説明します。

9. 当事業所をご利用の際に留意していただく事項

面会	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、自由に面会できます。必ず職員へ面会の旨伝え、面会簿にご記入ください。
外出・外泊	必ず行き先と帰宅時間を職員に申出ください。
居室・設備・器具の利用	居室・設備・器具等は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は弁償していただくことがあります。
迷惑行為等	喧嘩、暴力、中傷、口論、雑音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、事業所内での勧誘活動（宗教活動、政治活動、営利活動）は禁じられています。
所持品の管理	所持品は、利用者各自の責任において管理していただきます。なお、所持品は、日常生活用品のみとし、貴重品は持ち込まないでください。
動物等の持ち込み	事業所内にペットを持ち込むことは禁止します。

10. 協力医療機関

当事業所は、下記の医療機関と提携しています。

協力医院	奈良井医院	塩尻市大字洗馬 3588 番地 6
協力病院	相澤病院	松本市本庄 2-5-1
協力歯科	松井歯科医院	塩尻市大字洗馬 2573 番地

1 1. 秘密の保持について

当事業所の従業者が、業務上知り得た利用者またはご家族の秘密を外部に漏らすことはありません。また、従業者が退職後も秘密を漏らさないよう必要な措置を講じます。

1 2. 苦情の受付について

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けています。

○苦情受付窓口（担当者） 事業所の管理者、計画作成担当者

○受付時間 毎日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

* 事業所には常時、職員が居りますので、上記受付時間外でも苦情・相談を受け付けます。応対した職員が管理者に連絡し、迅速に対応します。

（2）行政機関その他苦情受付機関

塩尻市所健康福祉事業部 長寿課	電話 0263-52-0280
長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話 026-238-1580

1 3. 従業者の研修について

当事業所は、従業者の資質向上のため、採用時研修をはじめとして継続的に内部研修を実施

し、また外部研修への参加の機会を設けています。

14. 高齢者福祉サービス第三者評価の実施状況

- (1) 第三者評価の実施の有無：あり
- (2) 実施した直近の年月日：令和7年10月16日
- (3) 実施した評価機関の名称：一般社団法人 ピュア
- (4) 評価結果の開示状況：WAMNET